

# 南知多名産品認定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、南知多町を訪れる観光客、地域住民等を始め、町内外へ広くアピールするため、身近な手みやげ品・贈答品のなかから南知多名産品として認定し、以降、この名産品を育成するとともに産業の振興に寄与することを目的とする。

## (名産品の認定)

第2条 南知多名産品は、南知多名産品選定委員会（以下委員会）が選定し内海商工会長、豊浜商工会長及び師崎商工会長がこれを認定する。

2. 認定期間は3年間とする。

## (委員会)

第3条 委員会は第8条選定基準を考慮し、協議の上選定する。

2. 委員会の委員は、内海商工会、豊浜商工会及び師崎商工会会長商業部長並びに女性部長とする。

3. 委員の任期は3年とする。

## (応募の資格)

第4条 南知多町に事務所を有し、商品を製造販売している者。

## (応募の手順)

第5条 名産品の認定を受けようとする者は、「南知多名産品認定申請書」（様式第1号）に所定事項を記入の上、所定の期日までに申し込むものとする。

## (名産品の販売)

第6条 名産品の認定を受けた商品は、「南知多名産認定品」として販売することができる。

2. 名産品として販売する商品には、「認定シール」を貼付する。

3. 「認定シール」は、申し込みにより頒布する。

4. 事業者には、認定証を交付する。

## (認定の取消)

第7条 名産品の認定を受けた商品であっても、特別な理由がなく認定後3ヶ月経ても販売ができない場合及び、当該商品が公正競争規約等法令に違反していることが判明した場合は、認定を取消すものとする。

## (選定の基準)

第8条 選定は別に定める「南知多名産品認定基準」によるものとする。

## (認定品の事故等)

第9条 名産品の品質管理上の事故等については、製造販売業者に帰するものとし、委員会は一切責任を負わない。

## (その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、内海商工会長、豊浜商工会長及び師崎商工会長が協議し定めるものとする。

附則 この要綱は平成10年 1月28日から施行する。

附則 この要綱は平成15年 9月24日から施行する。

附則 この要綱は令和 6年10月28日から施行する。